

産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例

平成十四年三月二十六日
条例第五号

改正	平成一九年	三月二三日	条例第二五号	平成二二年	三月二六日	条例第一六号
	平成二五年	三月二九日	条例第二二号	平成二八年	三月二九日	条例第二六号
	平成三一年	三月二二日	条例第二八号	令和四年	三月二十五日	条例第二一号
	令和七年	三月二十五日	条例第二四号			

産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例をここに公布する。

産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定に基づき、産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成二五年条例二二号〕

(税額の減額)

第二条 知事は、その面積が三ヘクタール以上の一団の土地の区域のうち、市町村長の申出に基づき産業立地の促進を図る必要があると認めて知事が指定した区域（以下「減額対象区域」という。）内において、当該市町村長の申出に基づき当該減額対象区域ごとに知事が指定した事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を除く。以下「減額対象事業」という。）を行う者（以下「減額対象事業者」という。）が、減額対象事業の用に供するために新築の家屋で使用若しくは譲渡が行われていないもの（減額対象事業以外の事業及び居住の用に供する部分を除く。以下「減額対象家屋」という。）又は当該減額対象家屋の敷地となる土地（土地を取得した減額対象事業者がその取得の日から三年以内に当該土地を敷地とする減額対象家屋を取得した場合における当該減額対象家屋の敷地となる土地に限る。）を取得した場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該減額対象家屋又は当該減額対象家屋の敷地となる土地（以下「減額対象不動産」という。）の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が当該減額対象区域の指定のあった日から令和十年三月三十一日までの間（以下「減額対象期間」という。）に行われたときに限り、中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）が減額対象不動産を取得した場合にあっては当該税額から当該減額対象不動産の価格の四分の三に相当する額に税率を乗じて得た額を、その他の者が減額対象不動産を取得した場合にあっては当該税額から当該減額対象不動産の価格の二分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

- 当該減額対象家屋の取得価額並びに当該減額対象家屋及びその敷地となる土地において当該減額対象家屋を取得した減額対象事業者が当該減額対象事業の用に供する償却資産（地方税法第三百四十二条第四号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）の取得価額の合計額が、一億円以上であるとき。
 - 当該減額対象家屋を取得した減額対象事業者が当該減額対象家屋において常時雇用する労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十一条各号に掲げる者を除く。以下同じ。）の数が、五人以上であるとき。この場合において、当該減額対象事業者が不動産貸付業を行う者であるときは、当該常時雇用する労働者には、当該減額対象事業者から当該減額対象家屋を賃借した者が当該減額対象家屋において常時雇用する労働者を含むものとする。
 - 当該減額対象家屋を取得した減額対象事業者が、減額対象期間に当該減額対象家屋の敷地となる土地を新たに取得し、又は賃借したものであるとき。
- 2 減額対象区域内において、減額対象期間に土地を取得した減額対象事業者又は減額対象期間に土地を取得した者との間に完全支配関係（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下同じ。）がある減額対象事業者が、当該土地の取得の日から三年以内に当該土地を敷地とする減額対象家屋を取得した場合において、当該減額対象家屋を取得した日が減額対象期間後であるときは、減額対象期間の末日をもって当該減額対象家屋を取得したものとみなして、前項の規定を適用する。

3 知事は、減額対象区域内において、減額対象事業者との間に完全支配関係がある者が、減額対象家屋の敷地となる土地（減額対象事業者との間に完全支配関係がある者が土地を取得した場合において、当該減額対象事業者がその取得の日から三年以内に当該土地を敷地とする減額対象家屋を取得したときにおける当該減額対象家屋の敷地となる土地に限る。）を取得した場合において、第一項各号のいずれにも該当するときは、当該減額対象家屋の敷地となる土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が減額対象期間に行われたときに限り、中小企業者が当該土地を取得した場合にあっては当該税額から当該土地の価格の四分の三に相当する額に税率を乗じて得た額を、その他の者が当該土地を取得した場合にあっては当該税額から当該土地の価格の二分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一部改正〔平成一九年条例二五号・二二年一六号・二五年二二号・二八年二六号・三一年二八号・令和四年二一号〕

（課税免除）

第三条 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項の規定により国際戦略総合特別区域として指定されたアジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区（以下「特区」という。）又は特区が存する市町村の長の申出に基づき航空宇宙関連産業の立地の促進を図る必要があると認めて知事が指定した区域（以下「免除対象区域」という。）内において、航空宇宙関連産業（製造業に限る。）で知事が定めるもの（以下「免除対象事業」という。）を行う者（以下「免除対象事業者」という。）が、免除対象事業の用に供するために新築の家屋で使用若しくは譲渡が行われていないもの（免除対象事業以外の事業及び居住の用に供する部分を除く。以下「免除対象家屋」という。）又は当該免除対象家屋の敷地となる土地（土地を取得した免除対象事業者がその取得の日から三年以内に当該土地を敷地とする免除対象家屋を取得した場合における当該免除対象家屋の敷地となる土地に限る。）を取得した場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該免除対象家屋又は当該免除対象家屋の敷地となる土地の取得に対しては、当該取得が当該免除対象区域となった日から令和十年三月三十一日までの間（以下「免除対象期間」という。）に行われたときに限り、不動産取得税を課さない。

- 一 当該免除対象家屋の取得価額並びに当該免除対象家屋及びその敷地となる土地において当該免除対象家屋を取得した免除対象事業者が当該免除対象事業の用に供する償却資産の取得価額の合計額が、一億円以上であるとき。
- 二 当該免除対象家屋を取得した免除対象事業者が当該免除対象家屋において常時雇用する労働者の数が、五人以上であるとき。
- 2 免除対象区域内において、免除対象期間に土地を取得した免除対象事業者又は免除対象期間に土地を取得した者との間に完全支配関係がある免除対象事業者が、当該土地の取得の日から三年以内に当該土地を敷地とする免除対象家屋を取得した場合において、当該免除対象家屋を取得した日が免除対象期間後であるときは、免除対象期間の末日をもって当該免除対象家屋を取得したものとみなして、前項の規定を適用する。
- 3 免除対象区域内において、免除対象事業者との間に完全支配関係がある者が、免除対象家屋の敷地となる土地（免除対象事業者との間に完全支配関係がある者が土地を取得した場合において、当該免除対象事業者がその取得の日から三年以内に当該土地を敷地とする免除対象家屋を取得したときにおける当該免除対象家屋の敷地となる土地に限る。）を取得した場合において、第一項各号のいずれにも該当するときは、当該免除対象家屋の敷地となる土地の取得に対しては、当該取得が免除対象期間に行われたときに限り、不動産取得税を課さない。

追加〔平成二五年条例二二号〕、一部改正〔平成二八年条例二六号・三一年二八号・令和四年二一号〕

（徴収猶予）

第四条 知事は、第二条第一項又は第三項の規定の適用を受ける土地の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該土地を取得した者から当該不動産取得税についてこれらの規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から三年以内の期間を限って、当該土地に係る不動産取得税額のうちこれらの規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

- 2 前項の規定は、前条第一項又は第三項の規定の適用を受ける土地の取得に対して課する不動産取

得税を賦課徴収する場合について準用する。この場合において、前項中「についてこれら」とあるのは「について前条第一項又は第三項」と、「三年」とあるのは「四年」と、「不動産取得税額のうちこれらの規定により減額すべき額に相当する税額」とあるのは「不動産取得税額」と読み替えるものとする。

- 3 第一項の規定は、前条第一項の規定の適用を受ける家屋の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合について準用する。この場合において、第一項中「土地」とあるのは「家屋」と、「についてこれら」とあるのは「について前条第一項」と、「三年」とあるのは「一年」と、「不動産取得税額のうちこれらの規定により減額すべき額に相当する税額」とあるのは「不動産取得税額」と読み替えるものとする。
- 4 第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定により申告をする者は、規則で定める様式による申告書を愛知県県税条例（昭和二十五年愛知県条例第二十四号。以下「県税条例」という。）第四十三条の七第一項の規定により不動産取得税の賦課徴収に関する申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、第一項（第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定によって徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

一部改正〔平成二五年条例二二号〕

（徴収猶予の取消し）

第五条 県税条例第四十三条の十五の規定は、前条の場合における不動産取得税額の徴収猶予の取消しについて準用する。

一部改正〔平成二五年条例二二号〕

（税額の還付等）

第六条 県税条例第四十三条の十六の規定は、第二条又は第三条の場合における不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。

一部改正〔平成二五年条例二二号〕

（減額等についての知事の確認）

第七条 第二条の規定による減額を受けようとする者、第三条の規定による課税免除を受けようとする者又は第四条第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による徴収猶予を受けようとする者は、第二条又は第三条の規定の適用を受ける不動産の取得であることについて、知事の確認を受けなければならない。

一部改正〔平成二五年条例二二号〕

（規則への委任）

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成二五年条例二二号〕

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十三日条例第二十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年三月二十六日条例第十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十九日条例第二十二号）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 改正後の産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年三月二十九日条例第二十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十二日条例第二十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月二十五日条例第二十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年三月二十五日条例第二十四号）

この条例は、公布の日から施行する。